

参 考 資 料

【 目 次 】

➤ 茨城県土地利用基本計画の概要	… 1 ページ
➤ 国土利用計画関連法令等	
・ 国土利用計画法（抄）	… 6 ページ
・ 国土利用計画法施行令（抄）	… 9 ページ
・ 土地利用基本計画の見直しについて（抄）	
・ 茨城県国土利用計画審議会条例	… 10 ページ
・ 茨城県国土利用計画審議会運営規程	… 11 ページ
・ 茨城県国土利用計画審議会公開要綱	… 13 ページ

茨城県土地利用基本計画の概要

1 計画の目的

県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、土地利用の調整指導方針等を定めたもので、都道府県の策定が必須の計画である。

個別規制法（都市計画法、農振法、森林法等）に基づく諸計画の上位計画として、行政内部の総合調整機能を有するとともに、土地取引について直接的に、開発行為について個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たす。

2 茨城県土地利用基本計画の概要

(1) 計画書（土地利用の調整等に関する事項を記載）

- ア 県土利用の状況と基本的条件の変化
（県土利用の状況、県土利用をめぐる基本的条件の変化）
- イ 土地利用の基本方向
（県土利用の基本目標、県土利用の基本方針、五地域の土地利用の原則）
- ウ 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
（調整指導方針、留意事項）

(2) 計画図（次の五地域の範囲を5万分の1の地図上に表示）

地域区分	個別規制法	区 域
都市地域	都市計画法	都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域等）
農業地域	農振法	農業振興地域（農用地区域等）
森林地域	森林法	地域森林計画対象民有林、国有林（保安林等）
自然公園地域	自然公園法	自然公園地域（特別地域、特別保護地区等）
自然保全地域	自然環境保全法	自然環境保全地域（特別地区等）

3 土地利用基本計画の変更

(1) 変更が必要な場合

① 計画書の変更

土地利用基本計画は、国土利用計画（全国計画）を基本としていることから、国土利用計画（全国計画）の改定の際に、内容の整合を図るため、変更を要する。

② 計画図の変更

個別規制法による地域・区域を変更する場合は、土地利用の総合的調整の観点から、あらかじめ土地利用基本計画（計画図）の変更を要する（S49年国土庁計画調整局長・土地局長通達）。

※ただし、1ha未満は、縮尺5万分の1図面に反映できないため、変更は行わない。

(2) 変更に必要な手続

土地利用基本計画を変更する場合は、国土利用計画審議会、国土交通大臣及び市町村長への意見聴取が必要（国土利用計画法第9条第10項）

<R6年度の意見聴取件数>

- ・（計画書）令和5年7月の第六次国土利用計画（全国計画）の閣議決定に伴い変更
- ・（計画図）農業地域の縮小：23件（工業団地造成事業、宅地造成事業）

茨城県土地利用基本計画の概要（R7年3月変更決定）

計画の目的及び変更理由

- 国土利用計画法第9条の規定に基づき都道府県が策定する、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るための基本的計画であり、
 - ・個別規制法（都市計画法、農振法、森林法等）に基づく諸計画の上位計画として、行政内部の総合調整機能
 - ・土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての機能を有する
- 土地利用基本計画は国が定める国土利用計画を基本とすることから、令和5年7月に閣議決定された第六次国土利用計画（全国計画）を踏まえ、人口減少や自然災害への対応、DXの推進等に係る所要の見直しを行う

第1章 県土利用の状況及び基本的条件の変化と課題

1 県土利用の状況

（1）県土の概要

- ・東京都と近接し、水と緑に恵まれた多彩な県土を形成
- ・全国第4位の可住地面積を有し、気候も温和で自然災害が少なく暮らしやすい環境

（2）土地利用の動向（H26→R4年）

- ・農地は減少傾向、道路・宅地は増加傾向
（農地：172,300ha→160,700ha）
（道路：42,700ha→43,400ha、宅地：74,100ha→77,100ha）

2 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

（1）人口減少・高齢社会の急速な進展

人口減少による土地需要の減少に伴い、県土の利用と管理が縮小するおそれ
➡ 県土の適切な利用・管理のあり方の構築が重要

（2）安全・安心な県土利用の実現の重要性

地震や水害等、相次ぐ自然災害の発生による安全・安心への県民の意識の高まり
➡ 防災・減災対策の強化とともに安全性を高める県土利用・管理への転換が重要

（3）自然環境の保全と活用の重要性

自然環境悪化や生物多様性損失のおそれ
➡ カーボンニュートラルの実現等による自然環境と調和した持続可能な経済社会システムの構築が重要

（4）広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進と地域における移動手段の確保

陸・海・空の広域交通ネットワークの整備が進展する一方、地域の足となる地域公共交通の維持が困難となるおそれ
➡ 物流や観光など多様な分野における交流拡大や広域連携を推進するほか、生活の基盤となる移動手段を持続可能な形で確保することが重要

（5）デジタルの徹底活用と官民連携による地域課題の解決

社会経済におけるデジタル化の進展や多様化する価値観
➡ デジタルの活用と官民連携により（1）～（4）の変化に対応し、豊かさの実現と人々が安心して住み続けられる地域づくりが重要

第2章 県土利用の基本方向

1 県土利用の基本目標

「コンパクト＋ネットワーク」による土地利用の転換	健全で感性に満ちた人材が育つ県土環境づくり	県土の有効利用と適切な維持管理
生活に必要な都市機能の確保を図りつつ、中長期的には拡散型の土地利用を抑制し、都市機能を都市中心部や生活拠点等に集約化するとともに、各地域をネットワークで結ぶ「コンパクト＋ネットワーク」による暮らしやすい土地利用へ転換	県土環境のめまぐるしい変化の中においても、健全で感性に満ちた人材が育つ県土環境づくりを目指し、自然環境や美しい景観等の保全を図り、水や緑に親しめる環境づくりと自然環境保全の意識啓発を推進	ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を実施しつつ、最先端の科学技術の集積や広域交通ネットワーク等の地域資源を最大限活用できるよう、県土の有効利用と適切な維持管理を図る

2 県土利用の基本方針

(1) 適切な県土管理を実現する県土利用・管理	(2) 安全・安心を実現する県土利用・管理	(3) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用・管理
・土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の推進 ・所有者不明土地等の低未利用土地や空き家の管理・利用の円滑化 ・居住・都市機能の誘導と地域公共交通ネットワークの確保・充実の一体的な推進 ・荒廃農地の発生防止・解消 ・産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用	・ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策の実施 ・気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進 ・災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限、より安全な地域への居住等の誘導 ・災害の防止等に重要な役割を果たす森林の整備・保全 ・事前防災・事前復興の観点からの地域づくり	・自然環境の保全・再生、森・里・まち・川・海のつながりを確保した生態系ネットワークの形成にむけ多様な主体の連携 ・自然環境が有する多機能を活用した地域課題の解決 ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組の促進
(4) 県土利用・管理D Xを含む複合的な施策の推進	(5) 多様な主体による県土利用・管理	
・複合的な効果をもたらす施策による県土の多面的機能の発展と利用価値向上 ・分野横断的に地域の情報を活用し、対策の検討 ・デジタル技術の徹底活用、各主体が所有するデータのオープン化による利活用の促進	・官民連携による取組や、多様な主体の連携・協働のもとでの自助・共助・公助による持続可能な地域コミュニティの形成を促進 ・県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県民参加による県土管理の推進	

第2章 県土利用の基本方向

3 五地域の土地利用の原則

地域名	細区分	土地利用の原則
(1)都市地域 〔都市計画法に基づく都市計画区域〕	・市街化区域及び用途地域 ・市街化調整区域 ・その他	・人口減少社会に対応した集約型土地利用に向け、災害リスクの高い地域については、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住の誘導を図る ・低未利用土地や空き家等を利活用することにより土地利用を効率化しながら、都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図る ・防災・減災のための施設整備に加え、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを推進
(2)農業地域 〔農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域〕	・農用地区域 ・その他	・農用地はその保全と有効利用を図り、食料供給源のほか多面的機能を発揮 ・荒廃農地の再生利用や優良農地の確保、農地の集積・集約化を推進 ・農用地区域において新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備
(3)森林地域 〔森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林〕	・保安林 ・その他	・森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進し、水源のかん養、山地災害の防止、カーボンニュートラルへの寄与等、森林の有する公益的機能を発揮 ・多様な動植物が生息・生育する森林は、生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用に向け、適正な維持と自然環境の保全を図る
(4)自然公園地域 〔自然公園法に基づく自然公園地域等〕	・特別地域 ・普通地域	・行為規制や生物多様性の把握及び保全等により、優れた自然の風景地の保護及び利用の増進を図る
(5)自然保全地域 〔自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等〕	・特別地区 ・普通地区	・良好な自然環境の積極的な保全を図る

第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

1 調整指導方針

	五地域区分	都市地域			農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域
五地域区分	細区分	市街化区域 用途地域 及び	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	特別地域	普通地域
都市地域	市街化区域 及び用途地域					保安林		
	市街化調整区域	×				その他		
	その他	×	×					
農業地域	農用地区域	×	←	←				
	その他	×	⇐	△	×			
森林地域	保安林	×	←	←	×	←		
	その他	▲	⇐	△	↑	←	×	
自然公園	特別地域	×	←	←	←	←	○	○
	普通地域	※	⇐	←	←	←	○	○
自然保全	特別地区	×	←	←	←	←	○	○
	普通地区	×	⇐	←	←	←	○	○

【凡例】

×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの

⇐：矢印方向の土地利用を優先する。

⇐：原則として、矢印方向の利用を優先し、都市的な利用を抑制する(特定の場合を除く。)

←：原則として、矢印方向の利用を優先するものとするが、矢印方向の利用との調整を図りながら、他方の利用を認める。

▲：原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。

△：土地利用の現況に留意しつつ、両地域間の調整を図りながら、都市的な利用を認める。

※：自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。

○：両地域が両立するよう調整を図る。

2 留意事項

土地利用調整に当たって留意する事項

- (1)各法令の理念の遵守及び法令間の適切な連携・調整による土地の合理的利用の確保
- (2)市町村の土地利用に関する諸計画及び施策との調整
- (3)農用地の無秩序な転換の防止と優良農地の確保
- (4)森林の有する公益的機能を十分に考慮した周辺土地利用との調整
- (5)農山村における土地利用混在による弊害防止のための必要な土地利用のまとまりの確保
- (6)大規模な土地利用の転換における県土、環境の保全等の配慮
また、産業系土地利用における広域交通ネットワークの活用

国土利用計画法（抄）

（昭和49年法律第92号）

（目的）

第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

（国土利用計画）

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第五条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

- 2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かななければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。
- 6 国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。
- 8 第二項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

(全国計画と他の国の計画との関係)

第六条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

(都道府県計画)

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

- 2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
- 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 国土交通大臣は、第五項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
- 8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(市町村計画)

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。
- 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(土地利用基本計画)

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。

5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。

6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。

7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。

8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。

9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。

11 国土交通大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

12 都道府県は、第十項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。

14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

(土地利用の規制に関する措置等)

第十条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配意しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

(審議会等)

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

国土利用計画法施行令（抄）

(昭和49年政令第387号)

(全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)

第一条 国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国土の利用に関する基本構想

二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。

3 法第八条第一項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。

(土地利用基本計画)

第二条 法第九条第一項の土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により同条第二項各号に掲げる地域を定めるものとする。

第三条 法第九条第十四項の政令で定める軽易な変更は、市町村の名称の変更、市町村の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止若しくは区域若しくはその名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

土地利用基本計画の見直しについて（抄）

(昭和53年12月1日付け53国土利第411号国土庁土地局長通知)

別添 土地利用基本計画作成要領

五 計画書の表示

(一) 計画書には、土地利用の基本方向、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針、土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全計画等を記載するものとする。

茨城県国土利用計画審議会条例

昭和49年10月 1 日

茨城県条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第2項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、これらの事項の調査審議に関する審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の名称)

第2条 審議会の名称は、茨城県国土利用計画審議会とする。

(組織)

第3条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

4 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の茨城県国土利用計画地方審議会は、この条例による改正後の茨城県国土利用計画審議会となるものとする。

茨城県国土利用計画審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県国土利用計画審議会条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、茨城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、原則として開会の日から7日前までに日時、場所、議題及び審議する事項を委員並びに議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

(書面による審議)

第3条 前条の規定にかかわらず、会長は、必要と認めたときは、書面により委員及び議事に関係のある臨時委員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって議事を決することができる。

2 前項の場合において、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が、会長が指定する期日までに意見又は賛否を書面により提出しなければ、書面による審議を行うことはできない。

3 議事は、意見又は賛否を書面により提出した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(欠席)

第4条 委員及び臨時委員は、招集を受けた場所において事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところにより、非公開とすることができる。

(1) 茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当する、又は該当するおそれがある事項について審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長（会長に事故がある場合は、その職務を代理する者）及び会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員及び臨時委員の氏名並びに欠席した委員及び臨時委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

(特別委員会)

第7条 特別委員会（以下「委員会」という。）は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

2 委員会の委員長は、構成員の互選により定める。

3 委員長は、調査審議を了した場合は速やかに会長に報告しなければならない。

4 第2条から前条までの規定は、委員会に準用する。

(議事の特例)

第8条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱うことができる。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに審議会に報告しなければならない。

(公印)

第9条 会長の公印は、次のとおりとする。

	← 2.5cm →
↑	茨城県国土 利用計画審 議会長の印
2.5cm	
↓	

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、昭和50年2月12日から施行する。
この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年2月3日から施行する。
この規定は、平成30年1月22日から施行する。
この規定は、令和3年3月30日から施行する。
この規定は、令和7年5月9日から施行する。

茨城県国土利用計画審議会運営規程第8条第1項に定める一定の類型に属するものを対象とした専決基準について

平成30年1月25日決定

○ 茨城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）運営規程第8条第1項で定める一定の類型に属するものを対象とした専決は、以下の事項とする。

- ・ 茨城県土地利用基本計画の計画図（以下「計画図」という。）における森林地域の縮小案件
- ・ 計画図における農業地域の縮小案件のうち、審議会での決議後、都市計画法の調整に伴い、面積や区域の形状が変更（縮小に限る。）されたもの
- ・ その他、会長が審議の必要がないと認めたもの

茨城県国土利用計画審議会公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県国土利用計画審議会運営規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、茨城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 傍聴人の定員は、原則10人以内とし、会場規模に応じてあらかじめ決定する。

2 傍聴希望者（報道関係者を除く。）数が定員を超える場合は、傍聴人は抽選により決定する。

3 傍聴人の受付は、会議開催の当日、会場において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。

4 規程第5条の規定に基づき非公開となった議案の審議を行う場合、傍聴人及び報道関係者は退席しなければならない。なお、当該議案の審議は、末尾審議とする。

(傍聴人の制限)

第3条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者
- (5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 私語、談論、放歌、高笑い等をしないこと。その他騒ぎ立てないこと。
- (4) 帽子、コート類を着用しないこと。
- (5) 携帯電話、その他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。

(9) 係員の指示に従うこと。

(10) その他会場の秩序を乱し、又は審議を妨害するような行為はしないこと。

(秩序の維持)

第5条 会長は、傍聴者がこの要綱に違反したときは、これを制止するものとする。

2 会長は、傍聴者が前項の規定による制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第6条 報道関係者は、第2条の規定（同条第4項の規定を除く。）にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第3条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、報道関係者は、議案の審議に入る前までに限り、第3条第5号、第4条第7号及び第8号の規定にかかわらず、席を離れ、写真撮影、録画、録音等を行うことができる。

(会議開催の周知)

第7条 審議会での会議の開催は、招集の通知後、速やかに開催日時、開催場所、議案名、傍聴定員、傍聴受付開始時間その他必要な事項を周知するものとする。

2 周知方法は、茨城県ホームページへの掲載等により行うものとする。

(会議資料の公開)

第8条 資料及び審議結果は、原則として公開とする。ただし、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当する事項及び議事における委員名（会長を除く。）は非公開とすることができる。

2 公開方法は、茨城県ホームページへの掲載等により行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月11日から施行する。

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。